

広島県告示第九百四十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和七年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
牛田新町三丁目四地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線、及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・町					町	大字	字	地番	標柱番号
広島市東区					牛田新町三丁目			七八番一	標柱一号及び二号
								二〇九番一	標柱三号、四号、五号及び六号
								九九番一地先市道敷	標柱七号
								九七番七地先市道敷	標柱八号
								九七番九号地先河川敷	標柱九号